

## 株式会社翻訳センター主催セミナーのご案内

### 米国知財セミナーのご案内

#### テーマ

「日本企業は米国のどの裁判所でも特許訴訟可能の新判決」  
「米国特許クレームの基本ルール及び明細書との関係」  
「米国プロセキューションにおけるOAへの対応」

参加  
無料

**日程** 2018年 3月19日(月)

**時間** 13:30～16:00(13:10より受付開始)

**会場** TKP品川カンファレンスセンター ANNEX

**講師** Westerman Hattori Daniels & Adrian, LLP  
・服部健一 先生 (米国弁護士)  
・小野康英 先生 (米国弁護士)  
・Ryan Chirnomas 先生 (米国弁護士)

#### ■ セミナー概要

- 1. 日本企業は米国のどの裁判所でも特許訴訟可能の新判決 (服部健一 先生)**  
最高裁のTC Heartland判決は米国企業の裁判地は登録している州であると判決したため、裁判地は限定されることになった。しかし、日本企業(外国企業)はその判決に拘束されず、人的管轄権がある限りどの裁判地でも良いという判決が出され、原告に有利な裁判地でのトロール訴訟は続く恐れがある。このような点について解説する。
- 2. 米国特許クレームの基本ルール及び明細書との関係 (小野康英 先生)**  
米国特許において、クレームは、権利取得及び権利活用のいずれにおいても中心的な役割を果たすが、クレーム中の限定は、事案により、字義どおりに解釈されることもあれば、明細書の記載等に基づき字義よりも狭く解釈されることもある。このような米国特許クレームの解釈の基本ルールの確認、及び、クレーム及び明細書の関係についての有益な示唆を含む事例の検討を通じて、米国特許クレーム作成のあり方を解説する。(日系大手グローバル製造企業における20年超(内、約11年は米国勤務)の日米特許実務経験を踏まえた実務解説)
- 3. 米国プロセキューションにおけるOAへの対応 (Ryan Chirnomas 先生)**  
米国プロセキューションで日本と最も異なる点は、出願人や専門家の宣誓書が重要な役割をする点であり、宣誓書を利用したプラクティスのあり方の基本を解説する。

## ■会場地図

### 会場



- **場所** TKP品川カンファレンスセンター ANNEX カンファレンスルーム7  
〒108-0074 東京都港区高輪3丁目13-1TAKANAWA COURT 3F  
TEL:03-4577-9261
- **参加費** 無料
- **主催** 株式会社 翻訳センター

## ■お申込み方法

～下記必要事項をご記入のうえ、Eメールにてお申込み下さい～

- **宛先** seminar@honyakuctr.co.jp
- **必要事項** ①貴社名 ②部署名 ③ご氏名 ④電話番号 ⑤E-mail
- **窓口担当** 株式会社 翻訳センター  
TEL:03-6369-9953 担当:石井、三浦